

令和3年度茨城地方最低賃金審議会  
第2回本審議会議事録

令和3年8月2日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和3年8月2日(月) 午前10時00分から

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉  
申 美花  
清山 玲  
野村 貴広  
細谷 あけみ

労働者代表委員 大森 玄則  
黒澤 一仁  
小坂 祐之  
星野 由記  
宮下 有一

使用者代表委員 瓜田 広  
加藤 祐一  
永井 教子  
舟木 健生  
水出 浩司

事務局 労働基準部長 田中 稔  
賃金室長 荻野 辰昭  
室長補佐 長岡 昭広  
賃金係長 平戸 直美

#### 議事次第

- (1)中央最低賃金の審議状況について
- (2)最低賃金と生活保護費の整合性について

- (3) 令和3年度最低賃金に関する実態調査結果等について
- (4) 関係労使の意見書及び意見陳述について
- (5) 茨城県等からの要請書について
- (6) 茨城県最低賃金専門部会委員の任命について
- (7) その他

長岡補佐

それでは定刻になりましたので、始めたいと思います。

本日は、お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から、第60期第2回茨城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は、全委員が出席しておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定を満たしており、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。なお、本審議会の議事進行を清山会長にお願いする前に、事務局より訂正とお詫びがございます。説明させていただきます。

荻野室長

おはようございます。私の方から説明させていただきます。お手元の資料の140ページをご覧ください。昨年度、委員の皆様へ情報提供させていただいた資料と同じものになります。令和2年調査におけます賃金改定状況調査結果、いわゆる第4表と言われるものになりますが、これについて集計誤りが判明いたしました。誤りの原因につきましては、裏面の141ページの項目2誤りの原因、及び2ページ戻っていただきまして139ページの別紙2、資料の最後のページに記載されておりますが、従前その他のサービス業として集計していた業種について、令和2年調査から3つに区分し集計するよう変更したところですが、令和2年調査の集計を行うに当たりプログラムの改修を行っていた中で、サンプル労働者数を調査対象業種に所属する全労働者数、母集団労働者数というものですが、これに復元するための集計プログラムを、一部の産業で別の産業の母集団労働者数を用いるといった誤った改修を行ってしまい誤りが生じたというものでございます。

本省におきましては、7月7日に開催されました第3回目安小委員会において報告いたしまして、労使各委員から、賃金改定状況調査は審議に当たっての重要な参考資料であることを認識の上、再発防止に取り組むよう指摘がご

ございました。審議の重要な参考資料について、あってはならないミスを生じたことにつきまして、地方局である当事務局からも深くお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。以上です。

長岡補佐

それでは、清山会長の方からお願いします。

清山会長

おはようございます。審議につきましてご協力を賜りますようよろしくお願い致します。

さて、ただ今、事務局より、令和2年調査における賃金改定状況調査結果、いわゆる第4表につきまして、集計の誤りがあったということが説明されましたが、今後はこのようなことがないように、事務局の方から本省に要請していただきたいと思えます。また、最低賃金の引上げにつきましては、例年、様々なデータや要素を見ながら、審議会で審議し決定しています。その際には、皆様もご存じのように、第4表はもちろんのこと、労働局で行っている最賃に関する賃金の基礎調査、春闘の賃上げ結果のほか、県内の経済情勢などその他各種調査指標などを踏まえて検討した上で、総合的に勘案し、公労使からなる審議会で審議を行い、最賃を決定するというプロセスを経ています。第4表の誤りは確かに問題ではありますが、新たに最低賃金を審議し始めるというこの時点におきまして、直ちに昨年度決定した最低賃金の訂正等を要する事態とまではいえないと思えますので、この点、委員の皆様、直ちに第4表に基づき再審査をし、これから10月までわずかな期間ですけれども審議し直すべきというご意見が無ければ、このままいきたいと思えます。ご異議はございますでしょうか。継続でよろしいでしょうか。

全委員

(異議なしの声)

清山会長

はい、ありがとうございます。それでは、昨年度の審議結果につきまして、ご了解いただけましたので、そのようにしたいと思います。

それでは、議事を進行させていただきます。本審議会は公開としておりますので、議事録も公開となります。7月16日に、中央最低賃金審議会より目安が答申されましたので、本日はそれに基づいて本年度の最低賃金額改正につきまして、皆様方よりご意見を賜りたいと思います。また、本日は、本審終了後に第1回茨城県最低賃金専門部会を開催します。本年も、できるだけ皆様方の忌憚のないご意見を出していただくようにしまして、その上で調整できるところは調整に努め、できるだけ全会一致で結審できますよう努めたいと思います。よろしく申し上げます。

さて、本日議題に入ります前に、前回第一回の審議会での質問事項が出ておりましたので、これにつきまして、事務局からお話をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

荻野室長

第一回審議会において、2点ほどご質問・要望等がございましたので、私の方から説明させていただきます。

まず、第一回審議会の資料としてお配りしました資料No.12の日本経済団体連合会様発表の春季労使交渉・業種別回答一覧の資料に係る要望につきましてご回答いたします。

ご要望の内容は、資料No.12の春季労使交渉・業種別回答一覧は、大手企業や中小企業のデータ状況ですが、経団連等に所属している事業場の状況であり、茨城県の中小零細企業の状況を反映しているとは思われないので、中小零細企業の状況を反映させた資料も提供されるべきである。また、業種においても、飲食・宿泊関連業などの中小零細企業の状況が分かるものがあれば提出してほしいという要望

でございました。

事務局としましては、平成29年度までは茨城県の春季賃上げ要求・妥結状況結果という資料を審議会の資料としてお配りしておりましたが、平成30年度からお配りしていないという経緯がございます。7月中旬に作成元の茨城県の労働政策課の担当者に確認したところ、平成30年度から資料の作成は中止しているというようなことでもございました。今後についても作成の見込みは不明との回答でもございました。そのような状況を踏まえまして、事務局としましては、近隣他県の同様の資料を確認しましたところ、県や金融機関、中小企業基盤整備機構などがリリースしている資料が添付されておりました。また、連合茨城様や茨城県経営者協会様から参考となる資料の情報提供をいただいておりますので、これらの資料を検討の上、次年度は要望にお応えできる資料を添付したいと考えております。

二点目でございます。他県の審議会の公開、非公開状況の情報収集についてご意見がございましたが、他県においても、茨城同様に今年度の審議会は今週がピークであることなどから、県最賃が結審する8月下旬以降に、今年度の他県の状況や次年度以降の取扱いなど、今後の見通しを情報収集いたしまして、また、中賃におきましても、秋ごろに、審議会の公開、非公開状況の議論を行うとの情報もございますので、9月又は10月に開催する審議会でご報告するという形で考えております。以上です。

清山会長

はい、ありがとうございました。ただ今の報告につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

全委員

(質問・意見等なし)

清山会長

それでは、議題に入ります。最初に、中央最低賃金審議

会が示した地域別最低賃金額改定の目安について、事務局から説明いただきます。よろしく申し上げます。

荻野室長

それでは、ご説明いたします。資料No. 1-1、110ページをご覧ください。先ほど資料の訂正がございましてページが入っていないところがございますが、ご了承ください。

中央最低賃金審議会は、6月22日に厚生労働大臣から諮問を受けまして、目安に関して小委員会で審議されました結果、7月16日に小委員会の報告が提出されまして、同日の審議会において目安について答申が行われましたので、答申文を中心にご説明いたします。

答申文の項目1に、令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかったとございます。項目3には、地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心を持って見守ることとし、同審議会において、別紙1の2、公益見解のまとめになりますが、に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである、と書かれております。111ページの公益委員見解をご覧ください。項目1に記載のとおり、令和3年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とするとの見解となっており、AからDランク均一の28円ということになります。2の(1)には、上記の見解をとりまとめるにあたっての要素が7つ記載されております。要旨としまして、紹介させていただきます。一番目は、賃金改定状況調査結果の第4表や春季賃上げ妥協状況等における賃金上昇率はマイナスになっていない。昨年度も上げ幅はあった、ということが記載されております。二番目は、GDPは一時期より回復している。今後は、ワクチンを含めた審議の前提となる状況の見通しが昨年度とは違う、というようなことが書かれております。三番目は、産業全体は回復してい

る。一部産業は引き続きマイナスとなっているが、助成金等の支援策を打ち出していく方針、ということが記載されております。四番目は、雇用情勢が記載されております。五番目は、3%引き上げてきた時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えない。また、その時期と同程度引き上げた場合、マクロで見た際に雇用に大きな影響を与えるとまでは言えない、ということが記載されております。六番目は、28円均一の考え方が記載されております。七番目は、考え方を整理したものでございます。定型的な文書になります。

続きまして、112ページの小委員会報告をご覧ください。項目2に、労働者側の見解が書いてございますが、時間の関係で割愛させていただきます。項目3番目に使用者側見解がございまして、時間の関係で割愛させていただきます。項目4番目、113ページになります。意見の不一致として、本小委員会としては、これらの意見を踏まえ、目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった、と記載されております。項目5に、公益委員見解及びその取扱いの記載がございまして、公益委員として、今年度の目安審議については、平成29年全員協議会報告で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、経済財政運営と改革の基本方針2021及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップに配慮しつつ、各種指標を総合的に判断し、公益委員の見解を取りまとめたものである、と記載されております。また、中小企業、小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については、労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に強く要望する。特に、業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。また、

行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を求めています。

なお、今年度の目安額28円は、最低賃金額が時間給のみで示されるようになった平成14年以降、最大の目安額となっております。また、先ほどご説明いたしました、答申文や小委員会報告において、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性、特に、業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に強く要望するとありましたが、資料の最後に参考資料として令和3年8月から業務改善助成金が使いやすくなりますというリーフレットなどを配布させていただきました。ページは打っておりませんが、240ページの次の資料になります。なお、リーフレットの後に添付しております、最低賃金について、最低賃金を引き上げやすい環境整備について、という表題になっている資料は、皆様には、既にメールで情報提供しておりますが、7月21日に第11回経済財政諮問会議が開催されまして、最低賃金改定の目安の報告と共に、厚生労働大臣及び経済産業大臣より、最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者に対する支援策の拡充等についてのプレゼンを行った際の資料でございます。厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に業況が厳しい中小企業、小規模事業者に対して、8月1日から業務改善助成金の特例的な要件の緩和・拡充を行い、対象人数の拡大や助成上限額の引上げを行います。また、助成対象となる設備投資の範囲の拡大や、45円コースの新設、同一年度内の複数回申請を可能にするなど、使い勝手の向上を図っております。加えまして、雇用調整助成金の特例的な要件緩和、中小企業庁所管の補助金の見直し、下請取引の適正化などが示されておりました、

速やかに実行に移すこととされております。以上です。

清山会長

ありがとうございました。ただ今、事務局からご説明がありましたけれども、皆様の方で質問、ご意見などございましたらおっしゃってください。いかがでしょうか。

全委員

(質問・意見等なし)

清山会長

既にお手元でご覧になっていたと思いますので、質問がないようでしたら次にいきたいと思います。

続きまして、議題(2)の最低賃金と生活保護費との整合性につきまして、事務局からご説明をお願いします。

荻野室長

茨城県における令和元年度の最低賃金額と生活保護費の比較、検証についてご説明いたします。資料No.1-2、114ページをご覧ください。比較方法は従前どおり、平成20年度の中賃での目安審議における公益委員見解に準拠しております。生活保護費、それから住宅扶助費の状況につきましては、最新データであります令和元年度を用いている関係で、冒頭申し上げましたとおり、令和元年度の最低賃金額と生活保護費の比較、検証となります。また、加重平均に用いる人口は、国勢調査の最新のデータであります平成27年度の結果を用いていることをご理解ください。

はじめに、1の生活保護費については、食費などに相当する生活扶助第1類費は、18歳から19歳単身の区分の基準額、光熱費などに相当する第2類費は、市町村ごとの等級区分により異なりますので、一人世帯の区分の基準額を用いて、人口により加重平均し合計しますと、68,663円97銭となります。ただ今私の方で97銭とご説明しましたが、計算過程では1円未満の四捨五入は行わないことを申し添えておきます。第1類費、第2類費には、基準額とは別に、

茨城県内においては11月から3月までの5か月間冬季加算がございまして、県内は一律で一人世帯で月2,630円支給されます。これを年間12か月に均しますと1,095円83銭になります。さらに、年末に期末一時扶助費が支給されます。市町村ごとの等級区分一人世帯の基準額を加重平均して、年間12か月に均しますと968円38銭になります。ここまでの小計は、70,728円19銭でございまして、住宅扶助費につきましては、茨城県内の一人世帯の実績値22,380円30銭となっております。これらを合計しますと93,108円49銭となります。

次に2の最低賃金、令和元年改定額についてですが、最低賃金額に基づく1か月当り手取り額ですが、令和元年度の最低賃金額849円に、週40時間を1か月当たりに換算した173.8時間を乗じまして、税金や社会保険料を除きます可処分所得、いわゆる手取りを算出する割合0.817を乗じて計算しますと120,553円となります。

なお、可処分所得割合0.817については、本省において、令和元年度地域別最低賃金額の全国における最低額790円を基に算出しております。3の最低賃金額と生活保護費の乖離額については、上記の1と2で求めた数値を差し引きしますと、月額差額はマイナス27,445円、時間当りでマイナス193円となり、最低賃金額が生活保護費を上回る数値結果となっております。次の115ページをご覧ください。本省で作成した中央最低賃金審議会資料の全国乖離額一覧表を添付しております。先ほど検証し説明いたしました△**マイナス**193円は、茨城の行の欄をご覧ください。左側の平成元年データ乖離額と合致していることが確認できるかと思いません。

なお、116ページには、本省で作成した最低賃金額と生活保護費の比較を添付いたしましたが、先ほど説明しました、月額であり、茨城の行を見ていただきますと合致して

いるのが確認できるかと思えます。117ページ、118ページのグラフは、116ページの月額の一覧をグラフ化したものでございます。以上です。

清山会長

ありがとうございました。最低賃金法第9条第3項において、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする、と規定されています。事務局からの説明によると、中央最低賃金審議会が採用している算出方式によれば、令和元年度の茨城県の数値で生活保護費と最低賃金を比較すると、最低賃金額の方が時間当りで193円上回っているとのことでした。これに対して、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

全委員

(質問・意見等なし)

清山会長

よろしいでしょうか。生活保護の住宅扶助の特別基準額という実際にアパート等が無い方が借りた場合に上限として支給される金額は住宅扶助の実績値より少し高いわけなのですけれども、それを勘案しても今では、最低賃金の方が生活保護費より高くなっているということを申し添えたいと思えます。

続きまして、議題(3)の令和3年度最低賃金に関する実態調査結果についての説明を事務局からいただきます。よろしくお願いします。

平戸係長

それでは私からは、本日の資料のうち主に賃金実態調査結果について説明いたします。賃金実態調査として、毎年5月から6月にかけて2つの調査を実施しております。一つは、賃金改定状況調査、もう一つは最低賃金に関する基

礎調査です。

まず、賃金改定状況調査について簡単に説明させていただきます。この調査は、中賃の目安審議に使用する調査であり、全国の市町村を対象に労働者数29人までの事業所に対して、産業別に昨年の6月の賃金額と本年の6月の賃金額から改定状況について厚生労働省本省で調査を実施しているものです。本省で取りまとめた調査結果が、119ページからの資料No.1-3となっており、これは、当初発表された調査の概要及び結果であったのですが、先程室長から経過説明させていただいたとおり、令和2年度調査時から集計に誤りがあったことが判明したため、後日改めて結果が発表されております。それが129ページからの資料No.1-4となります。続いてもう一つの最低賃金に関する基礎調査について簡単に説明いたします。資料は、審議会資料2と括らせていただいております。この調査は、各都道府県労働局単位で実施するもので、調査の対象は、経済センサスに登録されているデータをもとに、県内に所在する労働者の数が、1人から99人までの事業所で、産業別に行ったものです。なお、30人から99人の規模につきましては、製造業と新聞業及び出版業に限られており、例年それ以外の産業につきましては29人までの規模を対象としておりましたが、本年につきましては、特定最低賃金の審議資料とすることを踏まえて、各種商品小売業についてのみ、範囲を全規模対象として行いました。この調査は6月に通常どおり就労した場合に支払われる賃金額などを記入するもので、集計に当たっては規模別のほか、全労働者と一般労働者、パートなどの短時間就労者別と年齢階層別に分けております。この調査結果につきましては、228ページから231ページまでが報告のあった全労働者について集計した総括表、及びその総括表をもとに作成した賃金分布、特性値、未満率一覧表となります。同じように232ページから235ページ

までが一般労働者、236ページから239ページまでがパート等短時間就労者についてそれぞれ集計した総括表及び賃金分布、特性値、未満率一覧表となっております。すべての総括表について本年度は、現行の茨城県最低賃金851円を基準に、低い840円から高い902円までについては、1円刻みのものを作成いたしました。その後240ページにつきましては、最低賃金の引上げ額と影響率の関係を示したものです。現在の茨城県最低賃金は851円ですので、この調査結果によれば全労働者のうち1.85%が最低賃金未満ということになります。なお、ここでいうところの労働者につきましては令和3年度基礎調査で回答があった調査人数によるとして計算しております。刻みにつきましては、昨年同様35円までの影響率を示させていただきました。以上が最低賃金に関する基礎調査の結果になります。

これらの調査結果を踏まえて、142ページ、資料1のNo.5を見ていただきますと、地域別最低賃金額、未満率及び影響率という資料になりますが、昨年実施した最低賃金に関する基礎調査をもとに、本省で集計した結果の資料で、ランク別の未満率と影響率の推移を示したものになります。次の143ページ、地域別最低賃金の未満率、影響率については、各都道府県別の未満率及び影響率の結果となっております。また、144ページからは、昨年実施しました賃金構造基本統計調査の結果をもとに本省で集計した都道府県別の未満率と影響率の結果となっております。145ページ以降の資料1のNo.7については、昨年の調査結果から、全国の時間当たりの賃金分布を示したものですが、調査は6月に実施しておりますので、最低賃金は令和元年度の金額が適用されております。茨城につきましては、148ページに一般労働者と短時間労働者の合計、161ページに一般労働者のみ、174ページに短時間労働者の結果が示されておりますが、最低賃金額は令和元年時の849円のところに線が引いてありま

す。こちらも本省で集計しており、中賃の目安審議の資料となっておりま。この他、今回の資料として、184ページ、資料1のNo.7として、2021年7月7日付け日本銀行水戸事務所が発表した茨城県金融経済概況を例年どおり資料としてお配りしております。私からは以上となります。

清山会長            ありがとうございます。ただ今のご説明につきまして、ご質問、ご意見などがございますでしょうか。よろしいでしょうか。

瓜田委員            すみません。

清山会長            はい、瓜田委員

瓜田委員            今出ました各種商品小売業のところをもう一度説明していただけますか。

平戸係長            各種商品小売業については、例年の調査でありますと、労働者が29人までの事業所を対象に選定しているところなのですが、本年度につきましては、昨年、件数が少ないのではないかとのご意見をいただきまして、規模を全規模100人以上の事業所も対象として選定させていただいて調査をさせていただきました。ただ、結果としましては、茨城県内の各種商品小売業に該当する100人以上の大規模事業所になるのですけれども、本社が東京というところがほとんどで、ほぼ回答が頂けませんでした。

瓜田委員            なるほど、わかりました。

清山会長            他にご質問ございますでしょうか。

瓜田委員           では、もう一度すみません。

清山会長           はい、どうぞ。

瓜田委員           今の100人以上の企業ですが、茨城県に事業所を設けているということもあるので、労働局の方からアンサーしてくださいということを恥ずかしながら水戸京成百貨店も電話が来てしまったのですが、大事なもののなので、大きい企業はそれに対して答えるというのは義務だと思います。それを答えないというのは、企業として社会に対する義務を果たしていないことになると思いますので、やはりその辺はきちっとした形で労働局さんの方も返答をいただけるようにご努力をお願いしたいと思います。

清山会長           ありがとうございます。瓜田委員がおっしゃるとおりだと思いますので、もう一押しきちんと調査にご協力いただけるように趣旨等について周知をお願いしたいと思います。他にございますでしょうか。

全委員              (質問・意見等なし)

清山会長           続きまして、議題(4)に入ります。茨城県最低賃金改正の諮問に伴い、意見聴取の公示をしたところ、7月19日に茨城ユニオン、7月26日に一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会、7月27日に茨城県労働組合総連合関係を含め10件、合計12件の意見書の提出がありました。事務局より説明いただきます。

荻野室長           ご説明いたします。ただ今、会長から説明がございましたが、本審議会会長、または労働局長あてに、意見書が1

2件提出されております。時間的な都合もございますので、意見、要望の要旨のみ紹介させていただきます。

1つ目は、資料No. 1-8、196ページをご覧ください。7月19日受理の茨城ユニオン様でございます。本意見につきましては、このあと提出団体から陳述がございますので、説明は割愛させていただきます。

2つ目は、資料No. 1-9、198ページ、7月26日受理の茨城県ハイヤー・タクシー協会様です。要旨につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響でハイヤー・タクシー事業は存亡の危機をむかえております。多くの事業者は、再三にわたる緊急事態宣言の発動と延長は、地域公共交通機関であるタクシー事業経営の基盤をゆるがしかねない惨澹たる結果を招いております。また、歩合給という賃金制度を取っていることから営業収入の激減は、直接最低賃金割れを引き起こしていて、不足分を事業者が全額負担せねばならない状況にあります。もし、最低賃金額が引上げられれば、多くの事業者が事業継続困難な状況に追い込まれ、廃業は必至であります。つきましては、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨に、尚一層のご斟酌を賜りますとともに、タクシー業界の実情にご理解を賜り、審議会では是非とも過度な引上げを示されませんように強く要望いたします、と記入されております。

3つ目は、資料No. 1-10、199ページをご覧ください。7月27日受理の茨城県労働組合総連合様からです。1ページの下段に意見の要旨として、(1) コロナ禍だから最低賃金の引上げを抑制するのではなく、コロナ禍だからこそ最低賃金を大幅に引上げ、消費意欲を喚起して健全な地域社会、地域経済を実現すること。(2) 憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準に引上げるために、茨城県の最低賃金を今す

ぐ東京並みの1,000円以上に引上げ、1,500円を目指すこと。（3）地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立させること、と書かれております。

4つ目は、資料No.1-11、202ページをご覧ください。7月27日受理の茨城県医療労働組合連合会様です。本意見につきましては、このあと提出団体からの陳述がございますので、説明は割愛させていただきます。

5つ目は、資料No.1-12、204ページになります。7月27日受理のいばらきコープ労働組合様です。本意見につきましても、このあと提出団体からの陳述がございますので、説明は割愛させていただきます。

6つ目は、資料No.1-13、206ページをご覧ください。7月27日受理の茨城県高等学校教職員組合様です。意見の要旨として、（1）茨城県の最低賃金を憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準に引き上げるために、最低賃金時給1,500円以上をめざし、即時1,000円以上にすること。（2）地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立すること、と記載されております。

7つ目は、資料No.1-14、207ページをご覧ください。7月27日受理の全日本年金者組合茨城県本部様からです。2ページの最後に、1、茨城県の最低賃金を即時、時給1,000円に引き上げること、さらに時給1,500円をめざしていただきたい。2、全国一律最低賃金制度を確立していただきたい、と記入されております。

8つ目は、資料No.1-15、209ページをご覧ください。7月27日受理のJMITU茨城地方本部日本金属製造情報通信労働組合様からです。2ページの最後に、求める最低基準と要望として、と書かれまして、（1）茨城県の最低賃

金時給1,500円を目指し、即時、時給1,000円に引き上げる  
こと。（２）地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化  
させるため、全国一律最低賃金制度を確立すること。茨  
城県がそのための積極的な役割を果たすよう努力を払うこ  
と。（３）賃金の底上げと県独自の中小企業支援策によ  
り、地域経済の活性化を図ること、と記入されております。

9つ目として、資料No.1-16、211ページをご覧ください。7月27日受理の茨城県自治体労働組合連合様からで  
す。項目1に、賃金引上げは社会の要請になっていると題  
し、最低賃金の大幅な引上げとして時給1,500円を目指し、  
直ちに1,000円以上とするよう求めております。項目2に、  
自治体職場でも低賃金の非正規職員が4割と題しまして、  
公務、公共サービスの質を確保するため、最低賃金の即時  
大幅引上げを求めます。項目3としまして、最賃法の目的  
を達成する制度にと題しまして、（１）最賃引上げによる  
賃金支払いが困難な事業者については、国の財政援助で対  
応すること。（２）茨城は、東京はもとより隣接する埼玉  
玉、千葉、栃木よりも低額となっている。また、全国展開  
しているコンビニで働く労働者が全く同じ仕事をしていて  
賃金格差のあることは明らかな矛盾であるので、全国一律  
最低賃金制に改めること。項目4に、コロナ禍でこそ最低  
賃金引上げの積極的な議論をと題しまして、末尾に、最低  
賃金の抜本的な改善、賃金の底上げはこの状況を打破する  
ために必要不可欠です。購買力の高まりによる地域循環型  
経済こそが経済の活性化につながることから、最低賃金  
の大幅引上げを求めます、と書かれております。

10個目は、資料No.1-17、213ページをご覧ください。7  
月27日受理の茨城県私立学校教職員組合連合様です。意見  
の要旨として、（１）茨城県の最低賃金を憲法第25条、労  
働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障する

にふさわしい水準に引き上げるために、最低賃金時給1,500円以上をめざし、即時1,000円以上にすること。(2) 地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立すること、と記載されております。

11個目は、資料No.1-18、214ページをご覧ください。7月27日受理の全日本建設交通一般労働組合茨城県本部様です。意見の要旨として、(1) 茨城県の最低賃金を憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準に引き上げるために、最低賃金時給1,500円以上をめざし、即時1,000円以上にすること。

(2) 地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立すること、と記載されております。

12個目は、資料No.1-19、215ページをご覧ください。7月27日受理の全労連・全国一般労働組合茨城地方本部様です。1ページに意見の要旨としまして、(1) コロナ禍だから最低賃金の引上げを抑制するのではなく、コロナ禍だからこそ最低賃金を大幅に引上げ、消費意欲を喚起して健全な地域社会、地域経済を実現すること。(2) 憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準に引き上げるために、茨城県の最低賃金を今すぐ東京並みの1,000円以上に引き上げ、1,500円をめざすこと。(3) 地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立させること、と書かれております。以上でございます。

清山会長

ありがとうございました。7月5日の第1回本審におきまして、意見書が提出された場合には、この場で意見を聴くことが決定しています。茨城ユニオン様、いばらきコープ労働組合様、茨城県医療労働組合連合会様の3団体から

意見書の提出の他、意見陳述の要望がありましたので、意見聴取を行いたいと思います。事務局で準備をお願いします。

(意見陳述人、着席)

清山会長

意見陳述人の方は、氏名と団体名を述べてから、5分程度で意見書についてご説明をお願いします。

関陳述人

関光雄です。茨城ユニオンの県本部執行委員長をしております。よろしく申し上げます。日頃からの皆様のご活躍に敬意を表します。

コミュニティ・ユニオン全国ネットワークは、北海道から鹿児島までの77のコミュニティ・ユニオン、2万人が参加する個人加盟の労働組合のネットワークであり、茨城ユニオンもそこに加盟し活動しております。2021年における最低賃金に関する意見であります。一つ、現在の地域別最低賃金制度を採用する根拠については、労働者の生計費や賃金等、地域に応じて経済状況が異なり、全国一律の額として決定することが不合理である、とされています。しかし、労働組合や研究者による調査によれば、都市部と地方の間でほとんど差がないことが明らかになってきています。生活費用を試算したところその金額は月額22万から24万円、月に173.8時間働くと仮定した場合、時間給に換算すると1,300円から1,400円に相当します。二つ、また、今年6月の北九州市議会では、最低賃金の段階的な全国一律制度の導入を求める意見書を賛成多数で採択がされ。政令指定都市での採択は異例であります。実現の決め手となったのは、自民党市議会議員の賛同だったとのことあります。最賃をめぐる最近の世論の変化が反映しているとみられます。三つ、国や地方自治体で働く非正規公務員の現状

を調べている団体公務非正規女性全国ネットワーク(はむねっと)は7月5日、東京・霞が関の厚労省で記者会見を開き、当事者に対しておこなったアンケート調査結果を公表しました。アンケートでは、長引くコロナ禍や、昨年4月から導入されている会計年度任用職員制度によって、経済困窮や将来への不安、メンタル不調を抱えている人が多いことが浮き彫りとなりました。また、非正規公務員の約8割が女性であり、ジェンダー不平等の問題も指摘されています。アンケート結果を受けて、はむねっとは社会生活の支え手である非正規の公務員が不安定な雇用状態にあることは、すべての人に関わる問題であり、状況改善をする必要があると訴えております。関東地方の公共職業安定所、ハローワークで働く女性は会見で、正規職員が毎年、削減されて非常勤職員が置き換わっています。国の機関がこうした状態では、国が瓦解しかねないという危機感を持っています、と語りました。アンケートの中の、賃金の部分を抜粋し述べます。自由記述から、①給与額について。一つ、給与が少ない。限られた時間のシフト制で手取りが11万。一人暮らしをしなければならないので家賃など引くと副業せざるを得ない。正直、人の暮らしをナメている。人間的で健康的な暮らしは全く出来ない。関東・甲信、20代、女性。一つ、女性たちの善意や気持ちに頼りすぎ。私たちはボランティア精神で仕事をしている訳ではない。自分たちにも生活がある。経済的不安定さが、精神的不安定につながるため、毎日がどこか不調を抱えている。低賃金で重労働の仕事を平気でさせている自治体行政に怒りがわく。率先して、女性たちを使い捨て労働の駒として使っている。女性蔑視、人権侵害の何者でもない。関東・甲信、30代、女性。一つ、日本は福祉等の専門家を非正規の低賃金で雇っている。公務員では困難な業務を民間に委託しているにもかかわらず給与は半分から三分の一の試算、働い

ている人の人生設計を無視しているとしか言いようがない。九州・沖縄、30代、男性等。

ということで、日本が瓦解しないために、地方が衰退しないために、若い人達が家族をもって次世代を育てられるためにも、全国一律最低賃金1,000円、そして1,500円の実現に取り組んでいただきたいと思います。以上です。

清山会長

ありがとうございました。ただ今のご説明につきまして、ご意見、ご質問などございますでしょうか。

全委員

(質問・意見等なし)

清山会長

ないようですね。ありがとうございました。次の方の意見聴取に移りたいと思います。

(意見陳述人退席、退室)

(意見陳述人、傍聴席から着席)

清山会長

意見陳述人の方は、ご氏名と団体名を述べてから、5分程度で意見書についてご説明をお願いいたします。

市原陳述人

いばらきコープ労働組合書記長の市原と申します。よろしくをお願いいたします。本日は、資料の204ページに記載されています意見書に沿ってお話させていただきたいと思います。本日このような場を設けていただきまして誠にありがとうございます。いばらきコープ労働組合としまして、茨城地方最低賃金の大幅引上げを求める意見書としまして、意見の要旨を述べたいと思います。

意見の趣旨としまして4項目あります。(1)の憲法25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保

障するための水準とし、最低賃金を時間額1,000円以上へ引き上げ、1,500円を目指すこと。(2) 全国一律最低賃金制度の導入を行い、地域間格差をなくすこと。(3) 経済を活性化させるために、最低賃金の底上げを行うこと。

(4) 最低賃金未満率をゼロにすること。趣旨の理由としましてそれぞれ書いてあるのですが、今回時間が5分程度ということなので、ちょっと割愛させていただきまして、

(2) の全国一律最低賃金制度の導入を行い、地域間格差をなくすことということの、特に②のところを強調して述べさせていただきたいと思います。最低賃金が低いことにより利根川沿線の若者は千葉県や埼玉県、また、内陸の県境付近の若者は栃木県へと就労に向かってしまう傾向があります。背景には、最低賃金の低さがあると考えられます。若者の声からも、交通費が出るなら他県へ行く、茨城で働いても稼げない、と言われていています。若者を茨城県に留めておくためにも、全国一律最低賃金制度の導入を強く求めます。ここは、本当に強調して、駅とかでアンケートとかシール投票とかさせていただくと、若者からこういう声をやはり聴きますので、やはりここは切実な思いとしてお願いしたいと思っております。もう一点なのですが、(4) の最低賃金未満率をゼロにすることにつきまして、①としまして、毎年茨城県において最低賃金未満率が令和元年で、平均値と同じ1.6%あることが危惧されます。最低賃金は審議会での審議後決定された賃金であり、経営者の皆さんは守らなければならない賃金のはずなのですが、最低賃金額以下で求人募集をしているところを見かける場合があります。最低賃金額が改定された直後であれば、周知されていない状況と把握することもできます。しかし、そこは最低賃金の額さえ知らずに募集をかけている企業や、そこに就労しようとしている労働者がいることは、重大な問題と捉えなければなりません。最低賃金未満

率をゼロにするためにも、労働基準監督署だけでなく、最低賃金について熟知している者が協力し合い行動していく必要があると考えられます。以上となります。

ありがとうございました。それでは、ただ今のご説明につきまして、ご意見やご質問等ございますでしょうか。

全委員 (質問・意見等なし)

清山会長 ないようでしたら、次の方の意見聴取を行いたいと思います。それではありがとうございました。

(意見陳述人退席、退室)

(意見陳述人、傍聴席から着席)

清山会長 意見陳述人の方は、氏名と団体名を述べてから、5分程度で意見書について、ご説明をお願いいたします。

安本陳述人 茨城県医労連の安本真理子と申します。よろしくお願いたします。資料202ページからあります意見書に沿って意見を述べさせていただきます。

医療、介護の現場は、看護師など国家資格等を持つ労働者が主となり成り立つ職場ですが、長年、他産業に比べ非常に低い賃金水準に抑えられています。厚生労働省の2021年度賃金構造基本統計調査では、今回も、看護師と教員の所定内賃金では、看護師は123,300円も低い実態です。介護職の所定内賃金は、全産業平均より月額で72,365円も低いままです。慢性的な人員不足の中、24時間体制の医療、介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割から、専門職とは言えない低い賃金水準となっています。長時間夜勤の心身

に与える有害性は科学的に明確になっており、女性の場合乳がん、男性の場合は前立腺がんが日勤勤務の方よりも3割以上多いという結果が出ております。看護師確保法では、8時間労働の3交代勤務の場合で月8日以内、1勤務16時間の2交代の場合は4回までと規制されています。しかし、日本医労連が実施した2020年6月夜勤実態調査では、2交代職場の平均は4.11回で、3割は4.5回以上で重症度が高い病棟でより多い結果でした。これは、人員不足だけが原因ではなく、夜勤手当がないと暮らしていけない、基本給だけでは生活が厳しいという実態も示しています。また、仕事に見合わない低賃金が離職を促し、看護師、介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。別紙のグラフをご参照ください。医療、介護、福祉労働者は、全国どこでも同水準の医療、介護を提供しなければなりません。賃金は地域によって大変大きな格差が存在しており、納得できません。この格差が、地域間での命の格差にも繋がっています。新型コロナウイルスのパンデミックは1年5か月が経過し、医療従事者は国民の命と健康を守るため、自らの感染リスクとも向き合い、Go Toキャンペーンが進められていても、感染防止の観点から厳格な行動制限も受け入れ、医療に従事してきました。コロナ禍による医療経営の悪化で賃金を削減されても、使命感や責任感で医療現場を支えてきました。しかし、これだけががんばり続けているのに救えない命を目の当たりにした時、心が折れて、退職する従事者が出ています。労働者の心身の疲弊も極限に達している中、同じ大変さであるなら賃金の高い地域に転職する従事者もいるのです。低賃金を放置したままでは、国民の要求に応える医療と看護、介護の提供は到底困難だと言わなければなりません。

せん。医療福祉産業の労働者は全国で800万人を超えていますが、非正規雇用労働者は、医療の施設では3割以上、介護施設では5割以上、在宅介護では約9割となっています。茨城県も例外ではありません。医療、介護の現場はチームワークが何より重要な職場ですが、医療、介護の非正規労働者の多くは、最低賃金に張り付いた時給となっていて、賃金格差がチームワークや人員不足に影響を及ぼしています。他の産業を見ても補償が不十分なままで行われた非常事態宣言の自粛で雇用が脅かされ、収入が激減した非正規労働者の暮らしを直撃しています。医療、看護、介護の提供体制の改善にも直結する人手不足の解消のためにも、地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引上げは喫緊の重要課題です。茨城県でも最低賃金1,500円以上が必要であることは昨年茨城労連が実施した最低生計費試算調査結果でも明らかです。1,500円以上を目指し、早急に最低賃金1,000円以上へ引き上げることを求めます。以上です。

清山会長

ありがとうございました。ただ今のご説明につきまして、ご意見、ご質問がございますでしょうか。

全委員

(質問・意見等なし)

清山会長

大丈夫でしょうか。質問がないようですので、これで終わりにしたいと思います。

これまで3人の方につきまして、質問、ご意見は再度ありませんか。大丈夫でしょうか。

全委員

(質問・意見等なし)

清山会長

ないようでしたら、これで意見聴取を終了いたします。どうもありがとうございました。

続きまして、議題（５）の茨城県等から、要請書が届いていますので事務局から説明をお願いします。

荻野室長

ご説明いたします。審議会、審議会会長、または労働局長あてに、１つの声明文と３つの要請書が提出されておりますので、ご報告させていただきます。時間の都合上、要旨、要望事項のみ説明させていただきます。

１つ目は、資料No.1-20、218ページをご覧ください。茨城県弁護士会会長から、当審議会あてに最低賃金額の大幅な引上げを求めるとした会長声明が7月13日に提出されております。要旨としましては、最低賃金制度は、セーフティネットとして真に実効的に機能させることが必要不可欠であり、労働者の生活を守り、新型コロナウイルス感染症に向き合いながら経済を活性化するためにも最低賃金の引上げを後退させるべきではない。最低賃金の引上げによって経営に大きな影響を受ける中小企業に対しては、その支援も必要であり、国が支援を実施している業務改善助成金は、必ずしも使い勝手の良いものとはなっていないため、社会保険料の事業主負担部分を免除、軽減することによる支援等十分な支援策を講じることが必要であること。地方では、賃金が高い都市部での就労を求めて若者が地元を離れてしまう傾向があり、地域経済の活性化のためにも、地域間格差の縮小は喫緊の課題である。当会は、地域経済の健全な発展と労働者の健康な生活の確保のために、中央最低賃金審議会、茨城地方最低賃金審議会において、最低賃金額の大幅な引上げを図ることを求める、というものでございます。

２つ目は、資料No.1-21、221ページをご覧ください。7月20日に、日本共産党茨城県委員会の大内副委員長、同党茨城県議団の山中県議、江尻県議が来局され、当審議会会長あてに、最低賃金の大幅引上げと中小企業支援の拡充を

求める要請書が提出されております。要望事項としまして、1番、最低賃金を1,500円に引き上げる。2番、審議の透明性、実効性を高めるため、審議会及び専門部会は全面公開で行うとともに労働者代表委員は、様々な職種や雇用形態からなる組合等から選出する。3番、最低賃金の格差を解消するため、全国一律最低賃金を政府に提言する。4番、最低賃金の引上げによって中小企業が窮地に陥ることのないよう業務改善助成金に加え、税金や社会保険料の負担軽減などの支援策を実行するよう政府に要請する、というものでございます。

3つ目は、資料No.1-22、222ページをご覧ください。7月28日に、茨城県の産業戦略部長、労働政策課長らが来局されまして、当審議会会長並びに労働局長あてに、本県最低賃金の改正についてと題した要請書が提出されております。要旨につきましては、本県では、茨城県総合計画、新しい茨城への挑戦において、活力があり、県民が日本一幸せな県の実現を基本理念に掲げ、この豊かさを実現するため、県内労働者の賃金の底上げを図ることが重要です。しかしながら、本県の最低賃金は、過去の経済事情が影響し、近隣県と比べ低くなっており、現在の各経済指標に照らしても経済実態が正確に反映されているとはいえない状況にあります。特に栃木県と格差は依然として解消しておらず、人材確保の観点からも格差の是正は、早期に解決すべき大きな課題であると認識しております。コロナ禍の中、業種によっては厳しい経済状況であることは認識しておりますが、本件の有効求人倍率は5月時点で1.33倍と関東近県では最も高い水準にありますので、これを人材確保の好機と捉え、賃金水準の底上げを図ることで、県内事業者の採用活動を下支えすることが大変重要であります。本年の最低賃金額の決定にあたっては、本県の経済実態を反映するとともに栃木県をはじめ近隣県との地域間格差の是

正に向け、積極的な引上げを行われるようお願いいたします、という内容になっております。なお、223ページは労働局長あての要請書ですが、労働局長あての要請書には、最低賃金引上げにより経営に影響を受ける中小企業・小規模事業者に対しては、経営及び労務管理等に関する相談・専門家派遣の実施や業務改善助成金による支援措置等について、引き続きご配慮いただきますようお願いいたします、と付記されております。

4つ目は、資料No.1-23、224ページをご覧ください。7月30日に、茨城県商工会議所連合会会長、茨城県経営者協会会長、茨城県商工会連合会会長、茨城県中小企業団体中央会会長らが来局され、労働局長あてに、最低賃金引上げに伴う県内企業への支援に関する要請と題した要請書が提出されております。要旨につきましては、226ページをご覧ください。1、コロナ禍で深刻な影響を受けている、宿泊、飲食、観光、交通運輸などの県内企業の対応が間に合うよう、地域別最低賃金の発効時期を10月から令和4年4月に変更いただきたい。2番、年収103万円を超えると所得税が課せられることから、時給が上がっても労働時間を減らして調整することがないよう、控除額の引上げをお願いします。3番、賃金の引上げを消費の拡大に繋げるためには、適正な人件費が商品価格に反映される必要があるから、適正な価格への上昇が受入れられるよう意識の変化を促す、県民への啓蒙をお願いします。4番、下請け価格の適正化には、最低賃金改定を含む労務費や原材料費の上昇が下請け価格に反映されることが不可欠です。パートナーシップ構築宣言や価格交渉促進月間、官公需の契約金額など、政府の施策のより一層の広報をお願いします。また、雇用調整助成金、業務改善助成金などの要件緩和・拡充内容の広報も合わせてお願いします、というものでございます。以上です。

清山会長 はい、ありがとうございます。ただ今の要請文等につきまして、ご質問等ございますか。

全委員 (質問・意見等なし)

清山会長 大丈夫でしょうか。それでは、中央最低賃金審議会から目安答申も出ましたので、これらを踏まえて今後審議をしていくわけですけれども、その前に、労働者側、使用者側の双方から、金額審議をするに当たっての基本的な考え方について述べていただきたいと思います。まずは、労働者側からお願いいたします。

大森委員 それでは、私の方から労働者側の基本的考え方を述べさせていただきます。本年、有期、短時間、契約、派遣などで働く人たちは雇用者全体の約4割という状況でございます。また、障害者雇用者数につきましても民間企業では16年連続過去最高を更新して57万人となっております。さらには、外国人労働者につきましても前年同期比で20万人増加して166万人にのぼる等、働く人たちの多様化が進んでいる状況でございます。そういう中で、約1,069万人の労働者が年収200万円に満たない状況でございます。非正規労働者、およびワーキング・プアの増加によりまして、格差、貧困問題が深刻化している中であって、セーフティネットである最低賃金制度の役割、重要性がますます高まっていると考えております。最低賃金の引上げによりまして、賃金全体を底上げし、雇用形態に関わらず、働いて稼いだ賃金で家族とともに生活し、将来展望が開ける社会を実現すべきであると考えております。

審議にあたりましては、5つの点について論議をしていきたいと思っております。1つ目としましては、地域における労

働者の生計費・賃金水準を重視すること。2つ目としては、物価動向、特に低所得者層における影響に配慮すること。3つ目としては、マクロの経済成長を反映させること。4つ目としては、ランク内の格差解消に努めていくこと。5つ目としては、憲法第25条、最低賃金法第1条、労働基準法第1条の趣旨を十分に考慮しつつ、論議を行っていきたいと考えております。現在も新型コロナウイルス感染症による影響は予断を許さない状況ではございますけれども、コロナ禍から1年余りが経過し、今年度は、ワクチン接種や世界経済、日本経済の回復など、昨年度とは明らかに環境は変化しておりますので、今回答申されました中賃における目安を尊重しつつ審議に臨みたいと考えております。具体的には、経済財政運営と改革の基本方針2021等の計画を受けました全国加重平均1,000円を目指すということを尊重しながら、審議の方に臨んでいきたいと考えております。私の方からは以上でございます。

清山会長

ありがとうございました。それでは続きまして、加藤委員、使用者側からお願いします。

加藤委員

では、使用者側委員の基本的な考え方を述べさせていただきます。

はじめに、中小企業を取り巻く状況について申し上げます。昨年4月に新型コロナウイルス感染拡大に伴う最初の緊急事態宣言が発令されてから、間もなく1年4か月が経とうとしています。この間、数次にわたる緊急事態宣言ならびにまん延防止等重点措置の発出、延長、適用地域の拡大等があり、経済活動は大きく制限されてきました。直近では新型コロナウイルス感染症の第5波が広がり始め、東京都では連日3,000人を超える新規感染者が確認されております。当県でも先週過去最多となるなど深刻な状況にあ

り、県内経済への影響が懸念されます。こうした中、今年度の最低賃金は、中央最低賃金審議会において、これまでの最大の引上げ目安額28円が答申されました。公益見解ではその根拠として、7つの要素を挙げておりますが、新型コロナの感染につきましても、コロナの感染状況は予断を許さないものの、今年度はワクチン接種が開始されるなど、審議の状況の前提となる状況が異なるとしておりますが、最近の当県を取り巻く感染状況を見ますと、先週7月31日には1日当たりの新規感染者が200人を超えて222人。直近1週間の感染者数は、前週比2.3倍となり、増加のペースも過去最悪。大井川知事は、経験したことのないスピードで感染が拡大しており、まん延防止では対策が間に合わない、急いでブレーキをかける必要があると緊急事態宣言の当県への追加適用を政府に要請することを検討しております。感染症防止分科会の尾見会長も、1年半以上のコロナへの取組みの中で、最も危機的な状況と警鐘を鳴らしています。ちなみに昨年同時期の1週間の感染者数の平均は、茨城では10人台前半でした。目安が発表された4月中旬とは明らかに状況が激変しており、その要因はデルタ株への置き換わりですが、アメリカの疾病予防管理センターでは、デルタ株の感染力は、水疱瘡やはしかのそれに比例し、ワクチン2回接種完了者でも容易に感染するとして、2回完了者の国内でのマスク着用を推奨するなど、強力な感染力のため、ワクチン接種が重症化には有効でも切り札にならない可能性があると言われております。疾病予防管理センターさえ、2か月で方針転換を余儀なくされるほど、まだまだ解明されない部分が多く、決め手のない楽観主義を前提にし、審議を進めることは非常に危険です。

県内の多くの中小企業は、公的融資や雇調金、各種給付金等の支援策を最大限に活用し、事業の継続と雇用の維持に必死に取り組んでいます。しかし、地方自治体による休

業の要請や営業時間の短縮要請など、経済活動が厳しく抑制された状況下では業況の回復は程遠く、我慢も限界との声が多く聴かれます。また、金融機関等による中小企業向け貸出残高も急増しており、業況が十分に回復しないまま返済が始まれば、事業を立て直す上で大きな負担となります。本日から当県でも引上げに関する審議が本格化されますが、好調な企業も確かにあります。しかし、すべての業種、すべての労働者に適用される県の地域最賃につきましては、業績が好調な企業よりもコロナ禍で深刻な影響を受けている、宿泊、飲食、観光、交通運輸などの県内企業を想定し、事業の存続危機や人員の削減などの窮地に追い込まれないように、様々な支援、啓蒙が必要となるかと存じます。使側としても、低所得者を減らして茨城県を豊かにしていくためには、引上げの傾向を維持することは必要と理解はしておりますが、このかつてない感染状況の中で、経営者にとって大切な従業員と家族を守るためには、今年度は高額な引上げを行わず、次年度以降に実現するべきと強く考えております。先ほどご報告にもありましたように、先週30日、県内の経済4団体で構成しております茨城産業会議では、茨城県の大井川知事と労働局の下角局長に、コロナ感染の影響が深刻な県内企業への支援を内容とする、要請、要望書を提出させていただきました。県内の経済団体はそれだけ危機感を持っていまして、何らかの支援が行われなければ、窮地の企業が追い込まれて、倒産や雇用削減のリスクを抱えていると感じております。

そこで今年の専門部会の進め方につきまして提案がございます。

専門部会は今日を含め3回予定されておりますが、金額審議につきましては、本日の第1回目と明日の第2回で結審できるよう審議を進めていただきたいと思います。第3回の専門部会では、県内の経済、雇用に対する今回の引上

げ金額の影響を緩和するための支援策、対応策、例えば、県独自の助成金の創設、扶養控除額の引上げなどを検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最低賃金法21条には、地方最低賃金審議会にあっては、都道府県労働局長の諮問に応じて、最低賃金に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を都道府県労働局長に建議することができる、とあります。使側としては、最低賃金改定により引き上げられた人件費をきちんと景気の好循環に繋げる対応もこの審議会の役割であると認識しての提案でございます。公益、労側の委員さんの合意をお願いし、進めていただきたくお願いいたします。計2回の専門部会で金額の結審は難しいのではないかとのお考えもあるかと思いますが、今日、明日で金額の提示を計4回行われて、公益委員の方々のリードがあれば可能かと思えます。是非、労側にもご協力いただければと思いますので、ご検討お願いいたします。使側の基本的な考え方は以上でございます。よろしくお願いいたします。

清山会長

ありがとうございます。ただ今、労使双方から基本的考え方について述べていただきましたが、これにつきましてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

全委員

(意見・質問等なし)

清山会長

加藤委員から、審議の進め方についてご提案がございましたけれども、これにつきまして労側のご意見はございますでしょうか。

大森委員

先ほど加藤委員の方から、第2回の専門部会で結審できるようにとの話がありましたけれども、十分な論議と考えれば、5日の第3回の専門部会もありますので、そこまで

じっくり論議を進めていただければと思います。

清山会長

どうでしょうか。今、加藤委員自身がおっしゃったように、いつもにも増して、もしかしたらご意見に開きがあるかもしれないものを、二日連続の2回目でまとめるというのは結構厳しいものがあるようにも思います。ただ、加藤委員のおっしゃるように、何れにせよ、金額をもし上げるとなった場合、経営者とか使用者サイドとしては、それを実現するためにそれなりの支援をお願いしたいというのは当然のことであり、知事や労働局にも要請されたというのは、とてもよく理解できる場所ですね。それについて、やはり労使双方がいるところで、どういう支援策があるのかとか、以前とどう違うのか、例えば、業務改善助成金とか給付金ですかね、業務改善助成金は県内でもわずかな企業しか適用になっていないようですし、使いやすくなったということですが、どういうふうに使えやすくなったのかとかということについて、お話をちゃんとそういう場で伺いたいという要請なのかなというふうにも思います。

したがって、折衷的で申し訳ないのですが、審議自体は3回にさせていただいて、その中で、3回目、あるいは途中で、だいたい少し煮詰まるような時もあったりすると思いますので、3回目あたりできっちり時間を取るといいのですかね。それではいけないでしょうか。もし、それでダメだということ、つまり、2回で結審して3回目は支援策等に関するのみ審議することになると、ちょっと、労側が反対しているということもありますし、公益だけで話し合っただけでどういう方向性かを決める必要があると思います。また、専門部会で本審でのご要望を踏まえながら3回の審議を行っていくということでもいいのか、それとも本審で確実に2回の審議、3回目は調査、支援策や要望に限定して審議検討をするのかとか、というところま

でこの会議で決めるということをお願いしているのか、というところにもよるかと思うのですが、いかがでしょうか。

加藤委員

はい、ちょっと表現が理解しにくくて申し訳なかったのですが、理想的には、2回目の専門部会で金額を決められれば一番いいのですけれども、状況によっては、それが難しいという可能性はあって、3回目にずれ込むということはあると思います。ただし、うまくリードしていただいてこの支援策と影響を少しでも緩和するような時間を取っていただきたいと考えています。使側の方としては、なるべく2回で収めてもらって、2回で収まらなかったとしても3回目の初めくらいに収めてもらって、3回目の後半に支援策を検討いただきたいということであり、きちっと決めてもらう必要はないのですけれども、それは取り上げます、というような答えをいただければ結構です。

清山会長

はい、わかりました。ただ今の加藤委員のお話でよろしいでしょうか。つまり、この要望というか、審議の進め方については、労使のご協力がないとうまくいきませんので、基本的に審議はきっちりやるけれども、同時に、支援策について、その実現のための最賃に関する環境を整えるためにも、とりわけ一番厳しいところへの支援策について労使ともに協議をし、労働局とも話し合いながらしっかり地域内で実現していきたいという趣旨ですので、その時間を確保できるようにしたいと思います。各回冒頭の提示額等につきましては、労使双方に事前に協議をやっていただけると、時間確保に繋がっていくのかなと思います。できるだけそのようにご協力賜って、趣旨を生かした進め方にするということよろしいでしょうか。

全委員 (了承の声)

清山会長 はい、ありがとうございます。また、本当にもっともなことだと思っていますので、今度、本審等の場でもできるだけそうしたことについての情報提供等もお願いしたいと思います。はい、どうぞ

加藤委員 一点だけですね、結審結果を広報する場合も、金額だけではなくてそういう支援策についても検討が行われまして、こういうものを是非お願いしたいというものを発信いただければと思います。

清山会長 きちんと未満率を無くしていくという点でも、そうした支援策を活用して賃金を上げられる状況をつくっていくことが大切ですよね。支援策を活用してもらうためにも、それが一番目立つところにあるというのは大事だと思いますので、広報等少し今年から工夫していただくということでよろしいでしょうか。そのように要請したいと思います。

他に、それでは皆さんいかがでしょうか。ご質問等ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、議題(6)の茨城地方最低賃金審議会茨城県最低賃金専門部会委員の任命について、事務局からご説明いただきます。よろしく申し上げます。

長岡補佐 茨城地方最低賃金審議会茨城県最低賃金専門部会委員の任命について、ご報告いたします。本年7月5日付けで、最低賃金専門部会委員の候補者の推薦公示を行いました。推薦締切日の7月19日までに関係労使から推薦がありました。推薦がありました方につきましては、7月21日付けで最低賃金専門部会委員に任命していることをご報告いたします。227ページに最低賃金専門部会委員の名簿を添付して

おりますので、ご確認いただければと思います。

清山会長

続きまして、議題（7）その他に移ります。これからの審議日程につきまして、事務局に説明していただきますが、私も存じ上げてはいますけど、確認のため、やはり事務局から発表してください。

荻野室長

それでは、今後の審議会の日程について、ご説明いたします。第1回の専門部会はこのあと、この会場で開催となります。お昼間近でございますが、よろしく願いいたします。部会長、部会長代理の選出後、運営規程の決定、金額審議となります。専門部会の委員に任命されました委員の皆様には、連日の金額審議となり大変恐縮でございますが、第2回専門部会は、明日8月3日火曜日14時から、第3回専門部会は、8月5日木曜日15時30分からこの会場での開催となります。予定ですと、第3回専門部会の議決後、遅い時間で大変申し訳ございませんが、第三回本審を8月5日木曜日17時30分頃から、この場での開催となり、専門部会の報告を受けまして、局長あての答申をいただきたいというふうに存じております。8月初めの大変暑い中、また、タイトな日程で委員の皆様方には大変ご苦勞をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。また、第四回の本審は、異議申出についての異議審となります。答申を受けまして金額を公示しますと、異議申出の期限が8月20日金曜日となりますので、異議申出があった場合には、8月23日月曜日10時30分からこの場で開催を予定したいと思っております。異議申出があった場合には、事務局から速やかにご連絡いたします。なお、異議申出がない場合には、審議会を中止とさせていただく予定としております。また、茨城県特定最低賃金改正にかかる申出書が、4産業より既に提出されておりますので、8月5日の

第3回本審の議題に、特定最低賃金の改正についてということで、局長からの諮問を入れさせていただいておりますのでご了承ください。

清山会長        はい、ありがとうございます。ただ今、審議日程の確認をしていただきましたけれども、これにつきましてご意見、ご質問はございますでしょうか。

全委員            (意見・質問等なし)

清山会長        大丈夫ですね。ありがとうございます。それでは、今日の議事につきましては、これで大丈夫でしょうか、私がいただいている議事につきましてはこれで終了となりますけれども、よろしいでしょうか。

全委員            (了承の声)

清山会長        それでは、本日の審議はこれにて終了とさせていただきます。暑い中、また、これから大変な審議が始まりますけれども、今週一週間しっかりがんばって審議をしたいと思っております。よろしく願いいたします。お疲れさまでした。

長岡補佐        それでは、10分間の休憩の後に、最低賃金専門部会をこの場所で開催いたしますので、専門部会委員の方はご参集をお願いします。